

大学等における修学の支援に関する法律案に対する修正案 二段表

○ 大学等における修学の支援に関する法律案(平成三十一年法律第 号)(抄)

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 大学等における修学の支援</p> <p>第一節 通則(第三条)</p> <p>第二節 学資支給(第四条・第五条)</p> <p>第三節 授業料等減免(第六条―第十六条)</p> <p>第三章 雑則(第十七条―第十九条)</p> <p>第四章 罰則(第二十条)</p> <p>附則</p> <p>第三章 雑則</p> <p>(運用上の配慮)</p> <p>第十八条 この法律の運用に当たっては、各大学等による学生等の経済的負担の軽減を図るための主体的な取組を阻害することのないよう配慮しなければならない。</p> <p>第十九条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 大学等における修学の支援</p> <p>第一節 通則(第三条)</p> <p>第二節 学資支給(第四条・第五条)</p> <p>第三節 授業料等減免(第六条―第十六条)</p> <p>第三章 雑則(第十七条・第十八条)</p> <p>第四章 罰則(第十九条)</p> <p>附則</p> <p>第三章 雑則</p> <p>[新設]</p> <p>第十八条 [略]</p>

第四章 罰則

第二十条 「略」

附則

(検討)

第三条 政府は、大学等における修学の支援の対象とする学生等の範囲の段階的な拡大等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

2| 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入等を活用して、確保するものとする。

第四章 罰則

第十九条 「同上」

附則

(検討)

第三条 「新設」

政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 略  
二 略

一 同上  
二 同上